

通帳発行形態に関する特約

1 【この特約の適用範囲】

この特約は、当行と預金契約を締結する契約者（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

2 【通帳発行形態の選択・変更】

- (1) ①普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。個人以外の預金者が通帳不発行方式の形態を選択する場合（個人以外の預金者が通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合も含まれます）には、「法人会員制インターネット窓口ValueDoor」を申し込んでいる必要があります。
②2021年4月1日以降に開設する個人の普通預金口座について、通帳発行方式を選択する場合（預金者が通帳不発行方式を通帳発行方式に変更する場合ならびに後記④および⑤の但書によって通帳発行方式に再変更する場合を含みます。以下同様です）は、預金者は、当行所定の紙通帳利用手数料を支払うものとします。その場合、当行は、払戻請求書等によらず、普通預金口座から紙通帳利用手数料を引き落とすことができるものとします。
③2021年4月1日以降に開設する個人の普通預金口座について、通帳発行方式を選択する場合であっても、当行所定の免除条件に該当する場合は、紙通帳利用手数料は頂かないものとします。
④2021年4月1日以降に開設する個人の普通預金口座について、通帳発行方式を選択しているにもかかわらず、預金残高不足等により紙通帳利用手数料が支払われない場合は、当行は、預金者の同意を得ることなく、通帳発行形態を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更できるものとします。ただし、預金者が通帳発行方式への再変更を希望するときには、当行所定の紙通帳利用手数料を支払ったうえで、当行所定の手続きにより通帳発行方式に再変更することができるものとします。
⑤2021年4月1日以降に開設された普通預金口座であるか否かにかかわらず、当行が別途表示する一定の期間記帳が行われていないこと等の当行所定の条件に該当する場合には、当行は、預金者の同意を得ることなく、通帳発行形態を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更できるものとします。ただし、預金者が通帳発行方式への再変更を希望するときには、当行所定の手続きにより通帳発行方式に再変更することができるものとします。
- (2) ①普通預金口座について、通帳不発行方式を選択する場合（預金者が通帳発行方式から通帳不発行方式に変更する場合を含みます）は、当行所定の基準に基づき、取引店を同じくする他の種別の預金口座の一部もしくは全部（以下「通帳発行形態連動口座」といいます）についても、既存の口座は通帳不発行方式に変更するものとします。
②普通預金口座を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更する場合（預金者が変更する場合のほか、前記(1)④および⑤の本文によって当行が通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます）には、通帳不発行方式に変更する前の通帳（前記①に基づき通帳不発行方式に変更した通帳発行形態連動口座の通帳を含みます）については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなりますので、直ちに取引店に提出してください。
- (3) ①普通預金口座について、通帳発行方式を選択する場合は、通帳発行形態連動口座についても、既存の口座は通帳発行方式に変更するものとします。
②普通預金口座を通帳不発行方式から通帳発行方式へ変更する場合（前記(1)④および⑤の但書によって通帳発行方式に再変更する場合を含みます）、普通預金口座および通帳発行形態連動口座につき、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。ただし、前

記2(1)④および⑤の但書によって通帳発行方式に再変更する場合のうち、預金者が、再変更の手続において、通帳不発行方式に変更された時点で利用していた通帳を取引店に提出した場合には、預金者は通帳再発行手数料の支払を要しないものとします。

③普通預金口座を解約した後、通帳発行形態連動口座を通帳発行方式に変更する場合にも、預金者は、当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。

3 【通帳不発行方式の場合の特約】

- (1) 個人である預金者が普通預金口座を通帳不発行方式にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 通帳不発行方式の普通預金および前記2(2)①に基づき通帳不発行方式に変更した通帳発行形態連動口座に係る預金については、定期的なお取引明細の送付等はいりません。
- (3) ①個人である預金者が普通預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）または当行所定の電子装置に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料を提出してください。
②個人以外の預金者が普通預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、当行所定の手続によりあらかじめ登録した窓口手続者が手続を行うものとし、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）して、窓口手続者本人を確認するための当行所定の本人確認資料を提出してください。
③前記①および②の手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提出等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
④前記2(2)①に基づき通帳不発行方式に変更した通帳発行形態連動口座に係る預金を払戻すときまたは解約するときも前記①から③までと同様とします。
⑤ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの普通預金の払戻しまたは解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (4) 店頭での払戻しまたは解約のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、個人である預金者は、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料を、個人以外の預金者は、窓口手続者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料をそれぞれ提出してください。これに加え、前記(3)③と同様に本人確認書類の提出等の手続を求め、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは取引を行わないことがあります。

4 【規定の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相応の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2021 年 10 月 18 日現在)